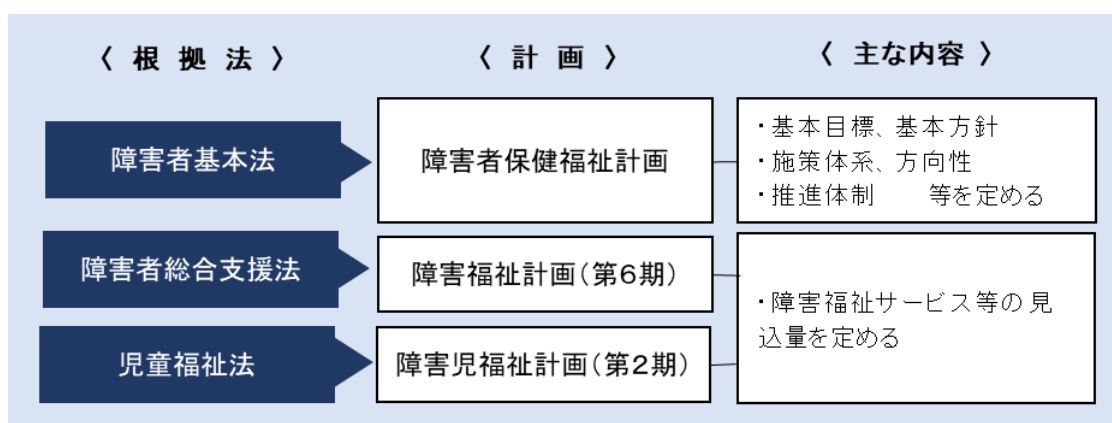


「仙台市障害福祉計画（第6期）」及び「仙台市障害児福祉計画（第2期）」の策定について

1 策定の趣旨

- ・障害者総合支援法第88条第1項に基づき、本市の障害福祉サービス等の見込量及びそれを確保するための方策を定める「市町村障害福祉計画」として「仙台市障害福祉計画(第6期)」を策定する。
- ・児童福祉法第33条の20第1項に基づき、本市の障害福祉サービス等の見込量及びそれを確保するための方策を定める「市町村障害児福祉計画」として「仙台市障害児福祉計画(第2期)」を策定する。

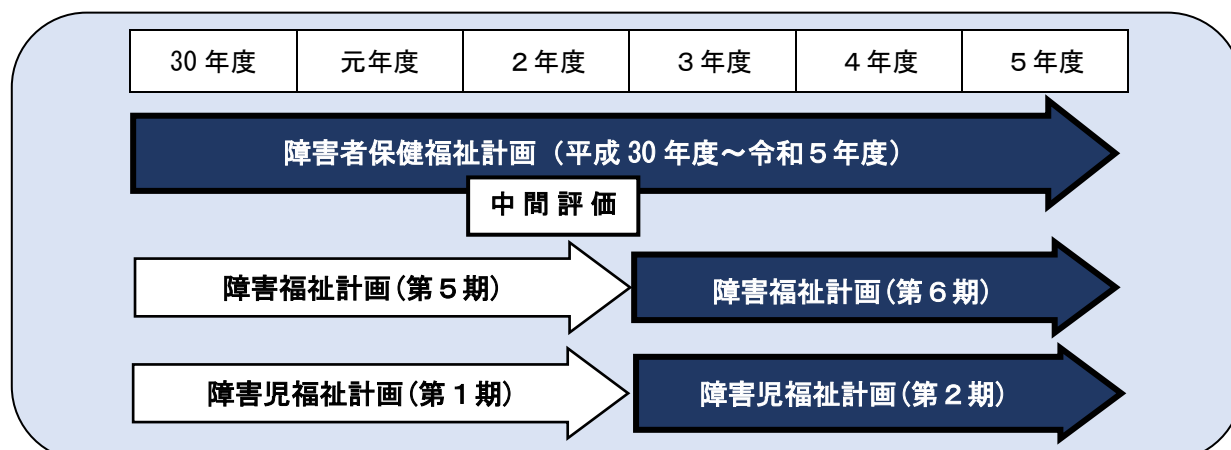


2 策定の進め方

- ・仙台市障害者施策推進協議会に諮問を行い、計画のあり方について審議する。
- ・仙台市障害者自立支援協議会や仙台市精神保健福祉審議会等、関連する他機関の審議を反映させる。
- ・仙台市パブリックコメント手続に関する実施要綱に基づき、市民・事業者の意見を公募する。

3 計画期間

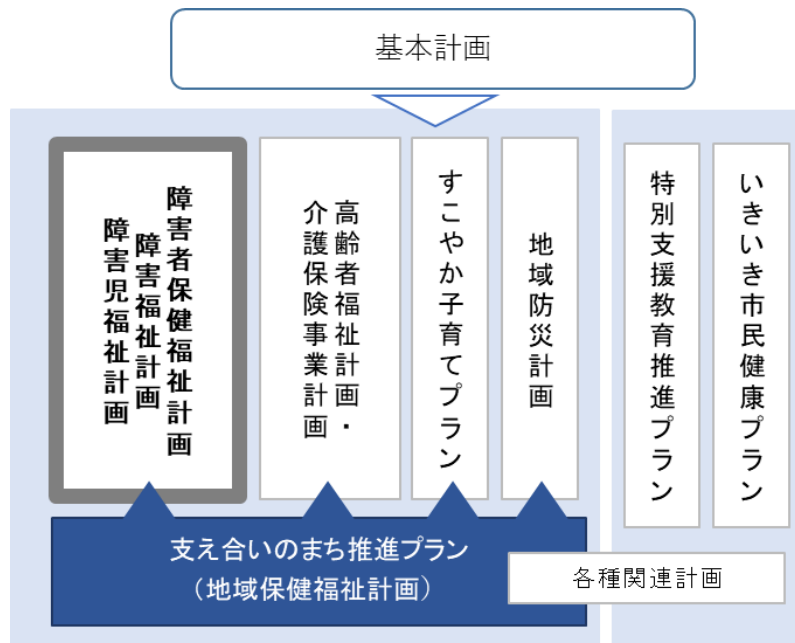
- ・障害福祉計画（第6期）及び障害児福祉計画（第2期）の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とする。
- ・令和2年度は、障害福祉計画等の策定と併せて、障害者保健福祉計画の中間評価を行う。国の障害者制度改革の動向も含め、社会情勢等の変化に対し、必要に応じて計画を見直す。



4 計画の位置づけ

本計画は、仙台市基本計画を踏まえながら、各種関連計画と連携し、保健福祉をはじめとした様々な分野にわたる障害のある方に関する施策を総合的に推進するための計画として策定する。

図：計画の位置づけ（イメージ）



5 今後のスケジュール

日程	内容
令和2年10月	第2回協議会： ①障害者保健福祉計画中間評価（案）、 ②障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）中間案骨子
令和2年11月	第3回協議会： ①障害者保健福祉計画中間評価（修正案）、 ②障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）中間案、 ③パブリックコメントの概要
令和2年12月	パブリックコメント募集（～令和3年1月）
令和3年3月	第4回協議会：答申案
令和3年3月	答申
令和3年3月	計画策定